

議第 2 0 4 号

呉市港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について
 呉市港湾管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市港湾管理条例の一部を改正する条例
 呉市港湾管理条例（昭和 3 0 年呉市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に，下線及び太枠で示すように改正する。

改正前					改正後				
（設置） 第 2 条 本市に次の港湾施設（以下「施設」という。）を設置する。 (1) ～ (11) 略 <u>(12) 略</u> 2 略 （使用料） 第 1 3 条 使用者は，別表第 2 に掲げる額の使用料を納付しなければならない。 <u>ただし，駐車場並びに事務室及び店舗については，同表に掲げる額の範囲内で市長の定める使用料を納付しなければならない。</u> 附 則 3 <u>当分の間，起伏式天井型 2 5 トンの起重機の使用料の額は，別表起重機の項に掲げる額の半額とする。</u> 別表第 2 （第 1 3 条関係） 港湾施設使用料					（設置） 第 2 条 本市に次の港湾施設（以下「施設」という。）を設置する。 (1) ～ (11) 略 <u>(12) 休憩所</u> <u>(13) 略</u> 2 略 （使用料） 第 1 3 条 使用者は，別表第 2 に掲げる額の使用料を納付しなければならない。 附 則 別表第 2 （第 1 3 条関係） 港湾施設使用料				
施設	種別	単位	金額	摘要	施設	種別	単位	金額	摘要

岸壁、物揚 場及び棧橋 (可動橋を 除く。)	使用料	船舶	1 外航船舶	岸壁、物揚 場及び棧橋 (可動橋を 除く。)	使用料	船舶	1 外航船舶
		総トン数1トンにつき	(国内及び 国内以外の 地域にわた つて行われ る旅客又は 貨物の輸送 に携わる船 舶をいう。以 下同じ。)を 除く船舶に あつては、 2.6円につ いては0.2 円を、 <u>3.4</u> 円、 <u>3.8</u> 円 については それぞれ0. 3円を、 <u>5.</u> <u>0</u> 円につ いては0.5円 を、 <u>6.7</u> 円 については <u>0.6</u> 円を加 算した額と			総トン数1トンにつき	(国内及び 国内以外の 地域にわた つて行われ る旅客又は 貨物の輸送 に携わる船 舶をいう。以 下同じ。)を 除く船舶に あつては、 2.6円につ いては0.2 円を、 <u>3.7</u> 円、 <u>3.8</u> 円 については それぞれ0. 3円を、 <u>4.</u> <u>0</u> 円、 <u>4.5</u> 円につ いてはそれ ぞれ <u>0.4</u> 円を、 <u>5.5</u> 円につ いては0.5
		水深 4.5メートル 未満				水深 4.5メートル 未満	
		係留12時間まで	2.6円			係留12時間まで	2.6円
		係留12時間を超え 24時間まで	<u>3.4</u> 円			係留12時間を超え 24時間まで	<u>3.7</u> 円
		係留24時間を超え 24時間までご とに	<u>3.4</u> 円			係留24時間を超え 24時間までご とに	<u>4.0</u> 円
		水深 4.5メートル 以上				水深 4.5メートル 以上	
		7.5メートル 未満				7.5メートル 未満	
		係留12時間まで	3.8円			係留12時間まで	3.8円
		係留12時間を超え 24時間まで	<u>5.0</u> 円			係留12時間を超え 24時間まで	<u>5.5</u> 円
		係留24時間を超え 24時間までご とに	<u>5.0</u> 円			係留24時間を超え 24時間までご とに	<u>6.0</u> 円
		水深 <u>7.5</u> メートル 以上				水深 <u>7.5</u> メートル 以上	
						<u>10.0</u> メート ル未満	
		係留12時間まで	<u>5.0</u> 円			係留12時間まで	<u>4.5</u> 円

	係留12時間を超え 24時間まで	6. 7円	する。		係留12時間を超え 24時間まで	6. 0円	円を, 6. 0
	係留24時間を超え 24時間までご とに	6. 7円	2 翌日以降 の荷役を目的として午後5時以降に船舶を係留する場合は, 当該係留を開始した日の翌日の午前8時から使用したものとみなす。		係留24時間を超え 24時間までご とに	7. 7円	円について は0. 6円 を, 7. 4円, 7. 7円につ いてはそれ ぞれ0. 7円 を, 8. 1円 については 0. 8円を加 算した額と する。
	積荷又は揚荷 1回1平方メートルにつ き				水深 10. 0メート ル以上		
	6時間まで	無料			係留12時間まで	5. 5円	
	6時間を超え24時間 までごとに	3. 4円			係留12時間を超え 24時間まで	7. 4円	
					係留24時間を超え 24時間までご とに	8. 1円	2 翌日以降 の荷役を目的として午後5時以降に船舶を係留する場合は, 当該係留を開始した日の翌日の午前8時から使用したものとみなす。
					積荷又は揚荷 1回1平方メートルにつ き		
					6時間まで	無料	
					6時間を超え24時間 までごとに	3. 7円	

フェリー岸壁	係船料	係留24時間までごとに総トン数1トンにつき	<u>3.7円</u>	1日16回以上の定期航路に専用させる者については、2割を減額する。	フェリー岸壁	係船料	係留24時間までごとに総トン数1トンにつき	<u>3.5円</u>	定期航路に専用させる者については、2割を減額する。
可動橋	使用料	使用1回ごとに総トン数1トンにつき	<u>3.0円</u>		フェリー岸壁	使用料	使用1回ごとに総トン数1トンにつき	<u>3.3円</u>	
ドルフィン	係船料	係留24時間までごとに総トン数1トンにつき	<u>1.8円</u>		ドルフィン	係船料	係留24時間までごとに総トン数1トンにつき	<u>2.0円</u>	
浮棧橋	係船料	定期船 係留1回総トン数1トンにつき 3時間まで 3時間を超え24時間までごとに	<u>3.0円</u> <u>3.7円</u>		浮棧橋	係船料	係留1回総トン数1トンにつき 3時間まで 3時間を超え24時間までごとに	<u>3.3円</u> <u>4.1円</u>	
		不定期船 係留1回総トン数1トンにつき 3時間まで 3時間を超え24時間までごとに	<u>3.7円</u> <u>7.3円</u>						
	入場料	6歳以上の者1人1回につき	50円						
駐車場	駐車料	定期駐車 1台1か月につき	<u>10,000円以内</u>	施設の使用者に限る。	駐車場	駐車料	定期駐車 1台1か月につき	<u>10,000円以内</u> で規則で定める額	施設の使用者に限る。
		一時駐車 1台1時間につき	<u>200円以内</u>				一時駐車 1台1時間につき	<u>200円以内</u>	

								で規則で定め る額	
起重機	使用料	起伏式天井型25トン 1台1時間までごとに	5,860円		起重機	使用料	起伏式天井型25トン 1台1時間までごとに	6,450円	
荷さばき地	使用料	1平方メートル1日につき	5.4円		荷さばき地	使用料	1平方メートル1日につき 1級地 2級地	5.9円 4.9円	荷さばき地の 使用に当たり 荷役照明設備 を使用する場 合は、規則で定 める額を別途 徴収する。
上屋	使用料	1平方メートル1日につき 1級上屋 2級上屋	44円 25円	月の初日から 月の末日まで 引き続き使用 する者につい ては、3割を減 額する。	上屋	使用料	1平方メートル1日につき 1級上屋 2級上屋	42円 22円	月の初日から 月の末日まで 引き続き使用 する者につい ては、1割5分 を減額する。
船舶給水施 設	使用料	接岸給水 1立方メートルまでごと に（水料とも）	454円	1 外航船舶 を除く船舶 にあつては、 45円を加 算した額と する。 2 午後5時 30分から 翌日の午前	船舶給水施 設	使用料	接岸給水 1立方メートルまでごと に（水料とも）	市の水道料金 に管理事務費 を加えた額の 範囲内におい て規則で定め る額	

				7時までの間に使用する場合は、5割増しとする。
事務室及び店舗	使用料	事務室 1平方メートル1か月につき	2,000円以内	電灯、電力、ガス、水道等の設備がある場合、その使用による料金は、使用者の負担とする。
		店舗 1平方メートル1か月につき	2,000円以内	
略				
港湾施設用地	使用料	1平方メートル1か月につき	100円	

備考 略

別表第3（第16条の2関係）

区分	単位	金額
1 網干場、貯木場、起重機及び棧橋の施設を設置する場合	1平方メートルにつき年額	55円
2 浮棧橋を設置し、又は起重機船、浮ドック等の定係場とする場合	1平方メートルにつき年額	55円
3 水底電線、水底管等を設置する場合	1メートルにつき年額	15円
4 電柱、同支柱、鉄塔、標柱、係留くい及	1本又は1個につき年	165円

事務室及び店舗	使用料	事務室 1平方メートル1か月につき	2,200円以内で規則で定める額	電灯、電力、ガス、水道等の設備がある場合、その使用による料金は、使用者の負担とする。
		店舗 1平方メートル1か月につき	2,200円以内で規則で定める額	
略				
港湾施設用地	使用料	1平方メートル1か月につき	110円	

備考 略

別表第3（第16条の2関係）

区分	単位	金額
1 網干場、貯木場、起重機及び棧橋の施設を設置する場合	1平方メートルにつき年額	60円
2 浮棧橋を設置し、又は起重機船、浮ドック等の定係場とする場合	1平方メートルにつき年額	60円
3 水底電線、水底管等を設置する場合	1メートルにつき年額	16円
4 電柱、同支柱、鉄塔、標柱、係留くい及	1本又は1個につき年	180円

	び浮標の類を設置する場合	額			び浮標の類を設置する場合	額	
5	その他の場合	1平方メートルにつき 年額	90円	5	その他の場合	1平方メートルにつき 年額	100円
備考 略				備考 略			

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 次の表の左欄に掲げる期間における上屋の使用料の額については、別表第2上屋の項摘要の欄中「1割5分」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる割合とする。

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	2割5分
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	2割

- 3 次の表の左欄に掲げる期間における起伏式天井型25トンの起重機の使用料の額は、別表第2起重機の項に掲げる額にそれぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	10分の6
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	10分の7
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	10分の8
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	10分の9

(提案理由)

港湾施設の使用料の額の改定等をするため、この条例案を提出する。